

JRひがし労仙台 業務部情報

2020年2月17日

NO. 054

JR東労働組合
仙台地本業務部
発行責任者：横山裕介

申17号 新型コロナウイルスの感染対策等に関する緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染症は世界各国に感染が広がり、世界保健機関（WHO）は1月30日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」にあたりと宣言しました。国内でも人から人への感染が報告されており、感染拡大防止のため、十分な対策をとる必要があります。国内の交通機関に従事する方の感染も発生しており、多くのお客様と接する機会のある当社社員にも感染の可能性は十分にあります。また職場で感染が広がれば業務運営上に大きく支障をきたす事が予想されます。会社は各支社に対策本部を設置し、相談窓口も開設しましたが、対策としては社員個人へ対策を任せるような注意喚起のみであり、実際に感染した場合の対応や制度上の問題など、不明確な部分も多く、社員の不安は解消できていません。公共交通機関としての感染のリスクを鑑み、更なる対策の徹底と感染防止の取り組みを各職場で実施し、社員と家族の安全と健康を担保出来る環境を創り出していくために、仙台地本として下記の項目について緊急申し入れを行ってきました。

- 1、新型コロナウイルスの感染防止への会社としての対策を明らかにすること。
- 2、職場で感染者が出た場合の取り扱いを明らかにするとともに、社員周知を行うこと。
- 3、特にお客様と応接する公共交通機関として感染者との接触がありうる社員をはじめとして、出来る限りの感染防止について、マスクやアルコール消毒等を確保し、万全の対策をとること。特にお客様との接触がある社員については、就業時にマスクの配布を行うこと。
- 4、コロナウィルスの影響により、防塵マスクが不足している。特に検修作業（パンタのカーボン部分の研磨、モーターの刷子取り換え、フィルターの気吹き等）では防塵マスクが必須な作業がある。他系統も含めて、作業する関係社員等の健康を損なわないように予備の防塵マスクを確保すること。
- 5、列車は不特定多数の方が利用されるため、車両センター留置車両の清掃の際、ウィルス感染防止のためアルコール消毒など対策を取ること
- 6、J-TECについても、契約主体として、本体同様の体制をとるように、指導・支援・助言等を行うこと。
- 7、車内清掃等に従事するJ-TEC社員（エルダー、出向社員、プロパー）に必要な装備（マスク、ゴム手袋、アルコール消毒等）を支給・整備すること。
- 8、社員に感染者が出た場合の、濃厚接触者の把握等をどのように行うのか明らかにすること。
- 9、就業時に社員が感染した場合は、有給等による取り扱いとし、会社の責任において、医療機関への対応や医療費負担を行うこと。
- 10、感染後に仕事に復帰させる基準は厚生労働省が定める基準なのか明らかにすること。
- 11、社員が感染したと判明したときには、その事実を速やかに周知すること。また、医療機関と連携し感染拡大防止をどのように図るのか明らかにすること。
- 12、社員の健康を第一に考慮し、WHOから終息宣言がなされるまでの間は東アジア地域への海外研修等への支社内の社員の派遣を中止にすること。また、現在海外研修を行なっている社員の帰国後の検査等のフォローを行うこと。
- 13、社員で感染者が出た場合、その職場内の社員は感染の疑いがあるとされ、このままの状態が進んでいけば、駅施設内や職場施設内の営業ができないことになる 危険性があることから、早期に最小限の拡大に努めるため、希望者がいれば速やかに適切な検査を受診させること。

安全・健康の観点から、安心して働くことの出来る環境を創り出そう！